

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第七号

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則（昭和四十六年佐賀県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
別表中「事務長」を「事務主幹」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に事務長の職にある者は、別に辞令を發せられることなく事務主幹の職を命ぜられたものとする。